

柏崎市産業文化会館の利用料金について

公益財団法人 かしわざき振興財団では、新潟県柏崎市産業文化会館設置及び管理に関する条例に基づいて、柏崎市産業文化会館の利用料金を以下のとおり定めています。「産業の振興と市民生活の向上、教育、文化の発展に寄与」することを目的として、市民の一般利用に対しては利用料金を優遇し、営利目的等の利用には一定の割増料金を課する取扱いになっています。

1 対象施設

柏崎市産業文化会館

2 一般の利用について

柏崎市産業文化会館の設置目的である「産業の振興と市民生活の向上、教育、文化の発展に寄与」することを目的とした一般・学校等の利用における利用料金については、「柏崎市産業文化会館施設利用料金」のとおりです。

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合は、定額が「柏崎市産業文化会館施設利用料金」の10割増となります。

3 入場料を徴収する催し及びこれに類似の利用、又は商品の販売での利用について

入場料（名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をいう。以下同じ。）を徴収する映画、演劇、演芸、演奏及びこれに類似の利用、又は商品の販売で利用する場合は、定額が別紙「柏崎市産業文化会館施設利用料金」の10割増となります。ただし、入場料が、2,000円以下の場合の施設の利用料金は定額の5割増となります。

〈適用例〉

- (1) 興行を目的とした利用（コンサートなど）
- (2) 企業等による商品販売行為による利用（展示販売会）

4 業務上の利用又は広告、宣伝、展示等、将来に利便を得ようとしての利用について

業務上の利用又は広告、宣伝、展示等、将来に利便を得ようとして利用する場合は、定額が別紙「柏崎市産業文化会館利用料金」の5割増となります。

〈適用例〉

- (1) 企業等による販売行為を伴わない営業活動による利用（展示会など）
- (2) 人材派遣会社による派遣社員募集や人材登録等、その他関連業務による利用

5 利用料の減免について

文化ホールにおいて、学校等が授業又は入場料を徴収しない催事等で利用する場合は施設利用料金（付属設備料金は含まない）の減免を受けることができます。減免額については利用者の区分に応じて変わりますので、申請手続きを含め、詳しくは施設へ問い合わせ下さい。